③　共通機能を提供する事業者は、②で作成したサブフォルダの配下に、退避・移動ファイル履歴管理フォルダを作成すること。

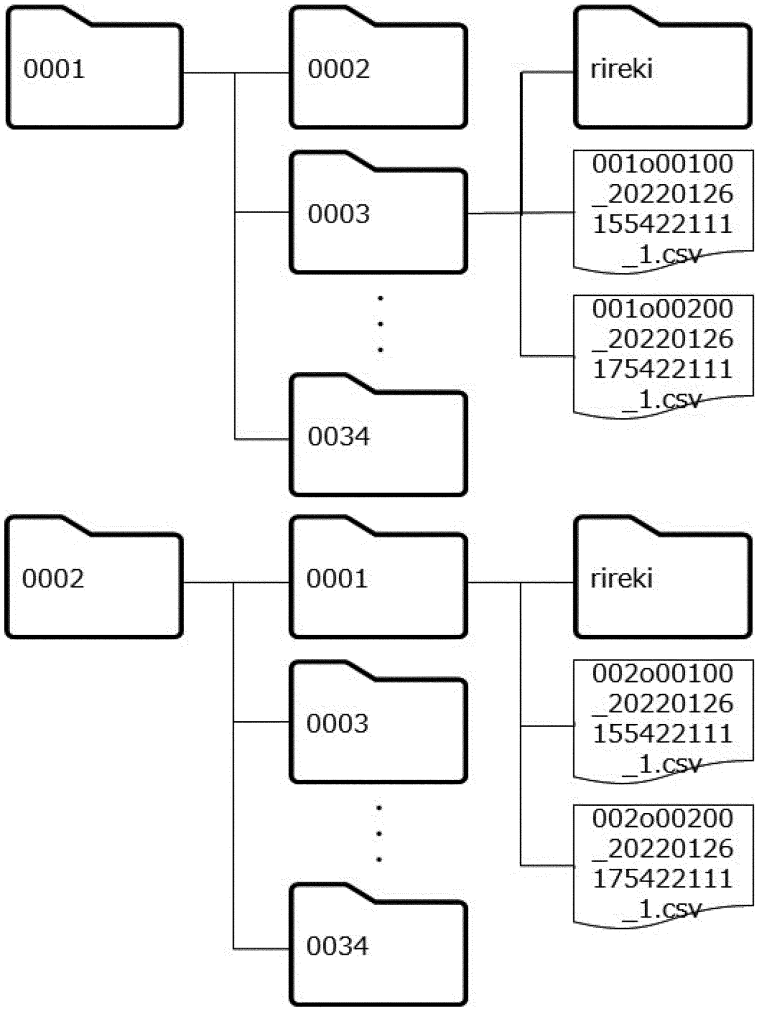


図 3-1　連携フォルダ構成

3.2.1. 連携フォルダ命名規則

①　ファイル連携用の連携フォルダ名は、システム区分（0:標準準拠システム、1:独自施策システム等）に利用側業務システムの業務 ID を合わせた 4 桁とすること。なお、一つの標準準拠システムを複数の事業者のシステムにて構築する場合は、業務 ID の後ろに 01 から始まる連番 2 桁を付与し、計 6 桁とすることでシステムを区別すること。

例）住民基本台帳が提供側業務システムであり、印鑑登録が利用側業務システムの場合、「0001」の配下に、「0002」を作成する。印鑑登録が提供側業務